

大口町告示第111号

大口町健康推進員設置要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和4年12月23日

大口町長 鈴木雅博

## 大口町健康推進員設置要綱の一部を改正する要綱

大口町健康推進員設置要綱（平成7年大口町告示第16号）の一部を次のように改正する。

第3条中「以上」を削り、同条に次のただし書を加える。

ただし、必要に応じて増員又は減員することができる。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

大口町健康推進員設置要綱の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(定数)</p> <p>第3条 推進員の数は、別表に掲げる人数とする。<u>ただし、必要に応じて増員又は減員することができる。</u></p>	<p>(定数)</p> <p>第3条 推進員の数は、別表に掲げる人数<u>以上</u>とする。</p>